

保証部門

① 各種保証商品の積極的な推進

- 関係機関と連携し、各種保証商品の積極的な推進を行いました。

保証商品	承諾件数	承諾金額
経営力強化保証	9件	3億円
セーフティネット保証	3,147件	342億円
借換保証	1,949件	235億円
県市町村制度	13,887件	823億円
流動資産担保融資保証	206件	46億円

保証商品	承諾件数	承諾金額
特定社債保証	59件	51億円
アシスト	224件	55億円
信州エコサポート	214件	29億円
経営者保証ガイドライン 対応保証	3件	3億円

② 創業者支援

- 創業者をサポートする支援機関と連携を図るとともに、創業者向けガイドブックを活用して、創業者向けセミナー等で創業関連の保証の周知に努めました。
- 創業関連保証利用企業のうち216企業に対してモニタリングを行い、創業者支援の充実に努めました。また、職員のスキルアップを図るため関係機関から講師を招き、内部研修を実施しました。
- 創業関連の保証利用実績は、487企業25億円と前年度より増加し創業者への資金供給に貢献できました。

③ 保証利用企業数の増加

- 平成25年9月に新規利用者向けの「新規応援保証(ファースト・ステップ)」を創設し、514件31億円のご利用を頂きました。また、平成25年9月～26年3月までの期間に新規又は再利用を促す「ウェルカム！キャンペーン」を実施しました。
- 信用保証制度を広く知っていただき保証利用企業数の増加を図るため、金融機関の若手担当者等を対象とした「信用保証実務セミナー」の開催(長野市、松本市、伊那市の3会場、計166名出席)および、金融機関の本部での出張研修会を開催(4機関、計120名出席)しました。その他、商工会議所及び商工会の指導員研修会等への出席(3回)、関係機関との打合せ会議開催(366先)などを行いました。これらの取組みにより、1,649企業(前年度比115%)の新規利用がありました。

期中管理部門

① 経営支援・再生支援の充実による期中支援の強化

- 返済条件の緩和をしている企業やセーフティネット5号(不況業種)保証の利用者の中から、一定の基準で選定した281企業について、その企業の主要取引金融機関と経営支援の強化に向けて協議しました。
- 一般社団法人長野県中小企業診断協会と提携し、当協会が経営診断費用を負担する「中小企業診断士活用支援事業」を平成25年7月から開始し、22企業への派遣を実施しました。
- 「信州再生支援ネットワーク会議」を事務局として5回開催し、参加機関との連携強化を図りました。
- 国の施策「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の利用促進により企業の経営改善を支援するために、税理士への説明会の開催や、計画策定費用の利用者負担分の補助事業の開始などを行いました。
- 経営支援の強化のため、当協会が事務局となり信州経営サポートミーティングを20回開催しました。また、バンクミーティングに183回出席し、経営改善支援を行いました。
- 企業訪問に際し、中小企業診断システム(MSS)を活用し300企業に診断の説明を行いました。
- 地域再生ファンドである「信州みらい応援ファンド」に出資し、意見交換等により連携を強化しました。

② 延滞・事故管理の強化

- 返済緩和の条件変更は、延滞の早期段階での積極的な提案や、個々の企業実態を踏まえた柔軟な対応などにより、13,118件(前年度比102%)、金額1,237億円(同103%)となりました。
- 代位弁済予定として事故報告書が提出された企業のうち98企業について、関係者との調整等により代位弁済の回避に繋げることができました。

③ 関係機関との連携強化

- 中小企業者のビジネス創造等を支援する「信州ビジネスサポートプラットフォーム」の構成機関となりました。また、事業承継の支援の充実を目的とした「長野県事業引継ぎ支援センター」の連絡会メンバーとなるなど関係機関との連携体制を強化しました。
- 商工団体と連携した相談会へ出席(78回)し、金融・経営相談に努めました。

回収部門

- 早期着手の徹底を図った結果、初年度回収は4億72百万円(前年度比170%)と増加しました。
- 任意売却による回収に努めた結果、担保物件による回収額は9億93百万円(前年度比136%)と増加しました。
- サービサーの有効活用を図った結果、サービサーの回収額は7億14百万円となりました。

その他間接部門

- 信用保証懇話会、関係機関との業務打合せ会議、企業訪問等により協会に対するニーズの把握に努め業務改善に役立てました。
- 信州大学経営大学院との共催で、「信用保証協会経営セミナー」を県下2会場で開催しました。(松本、小諸 計114名出席)
- 効率的な業務執行体制を確立するため組織の改編を行いました。
- 事務処理ワーキンググループを立ち上げ事務処理の平準化・合理化について検討し改善を進めました。

コンプライアンス態勢及び運営についての自己評価の要旨

コンプライアンス・プログラムに従い、コンプライアンスについての指示の徹底、コンプライアンス委員会の開催、コンプライアンス・マニュアルの整備、研修や啓蒙活動など、コンプライアンスの実践に取り組み、従業員の意識の向上が図られたものと認識しています。

外部評価委員会の開催

平成26年6月25日、外部評価委員会を開催し、平成25年度経営計画の実績評価及びコンプライアンス体制及び運営についての自己評価に対し、ご意見・ご助言をいただきました。なお、外部評価委員会は、弁護士、税理士、大学教授の3名で構成されております。

外部評価委員の主なご意見

《年度経営計画》

- 新規応援保証制度の創設やウェルカム！キャンペーン実施等の取り組みにより、保証利用企業者数減少に抑制が掛かったことは評価できる。
- 流動資産担保融資保証制度の利用は、減少傾向となっており推進を行っていただきたい。また、市町村発注工事を引き当てとして同保証制度を利用できない市町村があることから、制度の趣旨を説明し理解を得るよう取り組まれない。
- 金融機関、商工会議所、商工会等関係機関との連携および企業への訪問により、「開かれた保証協会」という姿勢を実践していることは評価できる。
- 創業関係の保証が増加しており、創業者支援の取り組みは評価できる。一方で、開廃業率の高い業種への保証も増加していることから、引き続きモニタリングやフォローを継続されたい。
- 経営者保証ガイドライン対応保証制度は、企業のステイタスとして推進されたい。
- 経営支援、延滞・事故の管理、関係機関との連携強化に関して、適切な取り組みがされている。ただし、返済緩和を行っている保証債務残高が高止まりしていることから、更なる経営支援の充実を図られたい。
- 回収部門は、努力により計画達成に至ったことは評価できる。
- 計画に基づき着実に人材育成に努めていることは評価できる。今後は金融機関等との双方向の人材交流を検討されたい。
- 信用保証協会経営セミナーは、アンケート結果から一定の効果があるものと評価できる。

《コンプライアンス》

- コンプライアンス体制及び運営については、真摯に取り組んでおり評価できる。